

特別調査実施要領（抄）

（最終改正 令和6年2月1日）

（目的）

- 1 指名選定の対象としている登録業者について、企業実態又は本市発注工事の施工実態に疑義が生じた場合において、本市発注工事を施工中（又は施工後）の当該業者の建設業法の遵守状況、技術者の配置、下請負の管理などの実態を実地調査により具体的に把握することにより、不良不適格業者の排除につなげることを目的とする。

（調査対象）

- 2 調査の対象は、次の各項目に該当する登録業者とする。
 - (1) 企業実態調査で「問題がある」と判定された者
 - (2) 過去の工事で、工事監督課から工事施工実態確認表又はその他の方法で不適切な施工実態について報告があった者
 - (3) その他、技術監理局契約部長が必要と認めた者

（調査項目）

- 3 次の事項について調査するものとする。
 - (1) 建設業法の許可状況及び「北九州市建設工事等入札参加資格申請書」に記載されている事項
 - (2) 現場代理人の雇用関係及び常駐状況
 - (3) 主任技術者又は監理技術者の雇用関係及び専任状況
 - (4) 主任技術者又は監理技術者の資格
 - (5) 下請関係の契約状況
 - (6) 下請代金の支払い状況
 - (7) 他の公共工事等の手持ち状況
 - (8) 暴力団等の介入の有無
 - (9) その他技術監理局契約部長が必要と認める事項

（確認帳票類）

- 4 次の帳票類を確認照合するものとする。
 - (1) 工事請負契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）（以下「工事請負契約書等」という。）
 - (2) 工事外注計画書、現場代理人・主任技術者（変更）通知書
 - (3) ～(5) 【省略】

（調査方法）

- 5 実地調査は、原則として次により行うものとする。

(1) 調査員 2 名編成により受注者の事業所を訪問する

(2) 調査実施前に次の事項を整備する

工事請負契約書等、工事外注計画書及び現場代理人・主任技術者選任（変更）通知書の複写

(3) 調査終了後は、速やかに「下請状況調査表」（様式第 1 号：特別調査用【省略】）

及び「総括表」（様式第 2 号【省略】）を技術監理局契約部長に提出する

（調査の時期）

6 調査は、当該工事の進捗率が概ね 70 %を超えた時点から竣工後 2 月以内の間に実施する。

（その他）

7 市長部局以外の企業局から第 3 項に掲げる事項について調査依頼があった場合は、この要領に基づき調査を実施する。

付 則

1 この要領は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要領は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。